

令和6年12月 9日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和6年

第4回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和6年 第4回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第69号	令和6年度別海町一般会計補正予算	1
議案第70号	令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	2
議案第71号	令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	3
議案第72号	令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算	4
議案第73号	令和6年度町立別海病院事業会計補正予算	5
議案第74号	令和6年度別海町水道事業会計補正予算	6
議案第75号	令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算	7
議案第76号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	8
議案第77号	別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第78号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第79号	別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第80号	別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第81号	別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第82号	工事請負契約の締結について	19
議案第83号	工事請負契約の締結について	20
議案第84号	工事請負契約の締結について	21
議案第85号	公の施設に係る指定管理者の指定について	22
議案第86号	公の施設に係る指定管理者の指定について	25
議案第87号	公の施設に係る指定管理者の指定について	26
議案第88号	公の施設に係る指定管理者の指定について	27
議案第89号	公の施設に係る指定管理者の指定について	28
議案第90号	公の施設に係る指定管理者の指定について	29
議案第91号	第7次別海町総合計画の変更について	30
承認第4号	専決処分した事件の承認について	31
同意第2号	別海町教育委員会委員の任命について	32
報告第10号	専決処分の報告について	33
報告第11号	専決処分の報告について	34
報告第12号	専決処分の報告について	35
報告第13号	専決処分の報告について	36
報告第14号	専決処分の報告について	37

議案第69号

令和6年度別海町一般会計補正予算

令和6年度別海町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第70号

令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第71号

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

議案第72号

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

議案第73号

令和6年度町立別海病院事業会計補正予算

令和6年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第74号

令和6年度別海町水道事業会計補正予算

令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

議案第75号

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第76号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(別海町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 別海町職員の給与に関する条例(昭和26年別海村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(別海町法定外道路管理条例の一部改正)

第2条 別海町法定外道路管理条例(平成17年別海町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(別海町行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 別海町行政不服審査会条例（平成28年別海町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第4条 別海町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年別海町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 別海町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年別海町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者

は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(別海町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の別海町職員の給与に関する条例第16条の3第1項及び第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 77 号

別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例

別海町地域会館及び運動広場条例（平成 14 年別海町条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 西春別風連会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第78号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和35年別海村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.66」を「100分の8.40」に改める。

第5条中「22,000円」を「28,000円」に改める。

第5条の2第1号中「22,000円」を「28,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「14,000円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「21,000円」に改める。

第6条中「100分の2.32」を「100分の2.75」に改める。

第7条の2中「8,000円」を「9,000円」に改める。

第7条の3第1号中「8,000円」を「9,000円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,500円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,750円」に改める。

第8条中「100分の1.81」を「100分の2.02」に改める。

第9条の2中「7,000円」を「9,000円」に改める。

第9条の3中「5,000円」を「7,000円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「15,400円」を「19,600円」に改め、同号イ(ア)中「15,400円」を「19,600円」に改め、同号イ(イ)中「7,700円」を「9,800円」に改め、同号イ(ウ)中「11,550円」を「14,700円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,300円」に改め、同号エ(ア)中「5,600円」を「6,300円」に改め、同号エ(イ)中「2,800円」を「3,150円」に改め、同号エ(ウ)中「4,200円」を「4,725円」に改め、同号オ中「4,900円」を「6,300円」に改め、同号カ中「3,500円」を「4,900円」に改め、同項第2号ア中「11,000円」を「14,000円」に改め、同号イ(ア)中「11,000円」を「14,000円」に改め、同号イ(イ)中「5,500円」を「7,000円」に改め、同号イ(ウ)中「8,250円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号エ(ア)中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号エ(イ)中「2,000円」を「2,250円」に改め、同号エ(ウ)中「3,000円」を「3,375円」に改め、同号オ中「3,500円」を「4,500円」に改め、同号カ中「2,500円」を「3,500円」に改め、同項第3号ア中「4,400円」を「5,600円」に改め、同号イ(ア)中「4,400円」を「5,600円」に改め、同号イ(イ)中「2,200円」を「2,800円」に改め、同号イ(ウ)中「3,300円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,800円」に改め、同号エ(ア)中「1,600円」を「1,800円」に改め、同号エ(イ)中「800円」を「900円」に改め、同号エ(ウ)中「1,200円」を「1,350円」に改め、同号オ中「1,400円」を「1,800円」に改め、同号カ中「1,000円」を「1,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,300円」を「4,200円」に改め、同号イ中「5,500円」を「7,000円」に改め、同号ウ中「8,800円」を「11,200円」に改め、同号エ中「11,000円」を「14,000円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「1,350円」に改め、同号イ中「2,000円」を「2,250円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「3,600円」に改め、同号エ中「4,000円」を「4,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第79号

別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

別海町立認定こども園設置条例（平成27年別海町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表認定こども園 中西別幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第80号

別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成27年別海町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同

じ。)」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項人員配置基準の欄及び同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項人員配置基準の欄中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項人員配置基準の欄中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町立学校設置条例の一部を改正する条例

別海町立学校設置条例（昭和 3 9 年別海村条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 別海町立中西別小学校の項を削る。

別表第 2 別海町立中西別中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 82 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 契約の目的 根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事
- 2 契約の方法 簡易公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 225,060,000 円
(内消費税及び地方消費税額 20,460,000 円)
- 4 契約の相手方 野付郡別海町別海 130 番地の 18
寺井建設株式会社
代表取締役 寺井 範男

議案第 83 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 契約の目的 中西別上風連線改良舗装工事
- 2 契約の方法 簡易公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 157,520,000円
(内消費税及び地方消費税額 14,320,000円)
- 4 契約の相手方 野付郡別海町別海常盤町 5 番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗

議案第84号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根 興 三

- 1 契約の目的 新源泉井掘削工事
- 2 契約の方法 簡易公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 143,902,000円
(内消費税及び地方消費税額 13,082,000円)
- 4 契約の相手方 帯広市西6条南5丁目3番地10
株式会社有賀さく泉工業
代表取締役 正木 謙三

議案第 85 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称 別紙のとおり

(2) 所 在 地 別紙のとおり

2 指定管理者

(1) 住 所 別紙のとおり

(2) 名 称 別紙のとおり

(3) 代表者名 別紙のとおり

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(別紙)

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地			2 指定管理者		
番号	名称	所在地	住所	名称	代表者名
1	中春別ふれあいセンター	別海町中春別東町50番地	別海町中春別南町7番地の6	中春別町内会	降旗 和人
2	中西別ふれあいセンター	別海町中西別光町38番地1	別海町中西別115番地の18	中西別ふれあいセンター運営委員会	小林 隆一
3	奥行会館	別海町奥行16番地34	別海町奥行14番地の66	奥行町内会	牧野 悟
4	美原会館	別海町美原34番地7	別海町美原42番地の48	美原連合町内会	小宮山 啓之
5	光進会館	別海町泉川70番地1	別海町泉川27番地の13	光進町内会	今井 明郎
6	本別会館	別海町本別50番地5	別海町本別48番地の19	本別連合会	林 満治
7	西春別地域センター	別海町西春別宮園町73番地	別海町西春別宮園町73番地	西春別地域センターみらい館管理運営委員会	貞宗 拓雄
8	本別海地域センター	別海町本別海2番地24	別海町本別海12番地の11	本別海町内会	大橋 丈晴
9	豊原会館	別海町豊原17番地12	別海町豊原12番地の59	豊原連合町内会	齋藤 洋
10	大成地域センター	別海町大成66番地7	別海町大成78番地の1	大成地域会館管理委員会	宍戸 浩一
11	西春別運動広場	別海町西春別駅前西町242番地2	別海町西春別駅前寿町41番地	西春別運動広場管理運営委員会	坂本 登
12	床丹会館	別海町床丹9番地138	別海町床丹9番地の107	床丹町内会	刀裨谷 信一
13	福島会館	別海町上春別177番地30	別海町上春別177番地の8	福島地区会	吉田 亮
14	福富会館	別海町中西別313番地10	別海町中西別308番地の206	福富地区会	太田 昭弘
15	北栄会館	別海町西春別10番地8	別海町泉川9番地の16	北栄町内会	渡部 義市
16	恩根内会館	別海町上春別304番地17	別海町上春別291番地の17	恩根内地区会	細谷 和良

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地			2 指定管理者		
17	高丘会館	別海町中西別127番地16	別海町中西別130番地の17	高丘地区会	中鉢 桂樹
18	春日会館	別海町上春別92番地13	別海町上春別96番地の3	春日地区会	細谷 博之
19	上風連東会館	別海町上風連193番地11	別海町上風連289番地の1	上風連東部町内会	山口 雄司
20	昭和会館	別海町別海169番地4	別海町別海153番地の30	昭和町内会	千田 和幸
21	中西別第5会館	別海町中西別261番地7	別海町中西別293番地の8	中西別第5酪農協議会	上田 志樹
22	北矢臼別会館	別海町別海270番地3	別海町別海302番地の10	北矢臼別地区連合会	石田 敦
23	開南会館	別海町上風連251番地4	別海町上風連398番地の2	開南町内会	瀬下 陽介
24	菊水会館	別海町中春別162番地13	別海町中春別228番地の39	菊水町内会	森田 哲司
25	富岡会館	別海町中春別254番地4	別海町中春別235番地の5	富岡町内会	馬場 欽司
26	泉川会館	別海町西春別406番地102	別海町泉川110番地の31	泉川町内会	木幡 誠
27	平成会館	別海町中春別151番地45	別海町尾岱沼1番地の74	平成町内会	内藤 宏幸

議案第 86 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町営畜牛育成牧場
- (2) 所 在 地 別海町中西別 4 4 番地 1 1

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海緑町 1 1 6 番地 9
- (2) 名 称 道東あさひ農業協同組合
- (3) 代表者名 代表理事組合長 浦 山 宏 一

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 87 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町交流館
- (2) 所 在 地 別海町別海旭町 6 7 番地 1

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海旭町 6 7 番地の 1
- (2) 名 称 別海町商工会
- (3) 代表者名 会長 篠 田 巖

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 88 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称 尾岱沼ふれあいキャンプ場

(2) 所 在 地 別海町尾岱沼岬町 6 6 番地

2 指定管理者

(1) 住 所 別海町野付 6 3 番地

(2) 名 称 株式会社 別海町観光開発公社

(3) 代表者名 代表取締役 浦 山 吉 人

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第89号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 尾岱沼漁港コミュニティセンター
- (2) 所 在 地 別海町尾岱沼港町232番地5

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町野付63番地
- (2) 名 称 株式会社 別海町観光開発公社
- (3) 代表者名 代表取締役 浦 山 吉 人

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第90号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 野付半島ネイチャーセンター
- (2) 所 在 地 別海町野付63番地3

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町野付63番地
- (2) 名 称 株式会社 別海町観光開発公社
- (3) 代表者名 代表取締役 浦山吉人

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第91号

第7次別海町総合計画の変更について

第7次別海町総合計画を別冊のとおり変更したいので、別海町議会基本条例第27条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

承認第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根 興 三

専 決 処 分 書

令和6年度別海町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

別海町長 曾根 興 三

同意第2号

別海町教育委員会委員の任命について

次の者を別海町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 野付郡別海町尾岱沼潮見町56番地の41
- 2 氏 名 鈴木 桃子
- 3 生年月日 昭和59年10月31日
- 4 任 期 令和7年2月16日から令和11年2月15日まで

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月27日

別海町長 曾根興三

工事請負契約の一部変更について

令和6年6月27日議案第46号により議決を経て締結、令和6年8月2日に専決処分した、町道上春別原野54線舗装修繕工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「70,059,000円（内消費税及び地方消費税額6,369,000円）」を「72,226,000円（内消費税及び地方消費税額6,566,000円）」に改める。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月23日

別海町長 曾根興三

工事請負契約の一部変更について

令和6年6月27日議案第50号により議決を経て締結した、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「60,830,000円（内消費税及び地方消費税額5,530,000円）」を「63,800,000円（内消費税及び地方消費税額5,800,000円）」に改める。

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月20日

別海町長 曾根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和6年6月27日議案第48号により議決を経て締結した、町道上風連地区1号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「63,250,000円(内消費税及び地方消費税額5,750,000円)」を「66,154,000円(内消費税及び地方消費税額6,014,000円)」に改める。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月21日

別海町長 曾根興三

工事請負契約の一部変更について

令和5年12月15日議案第92号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「221,870,000円（内消費税及び地方消費税額20,170,000円）」を「223,850,000円（内消費税及び地方消費税額20,350,000円）」に改める。

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月9日提出

別海町長 曾根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月21日

別海町長 曾根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和5年12月15日議案第93号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「199,100,000円（内消費税及び地方消費税額18,100,000円）」を「200,970,000円（内消費税及び地方消費税額18,270,000円）」に改める。